

1 サービス事業者の運営形態や状況

共通設問 サービス事業所の運営形態はどれにあてはまりますか。(○は1つだけ)

サービス事業所の運営形態は、「居宅介護支援事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が38.3%、「訪問介護事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が60.5%、「訪問入浴介護事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が100%、「訪問看護事業者」では「医療法人」が62.5%、「通所介護事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が60.0%、「通所リハビリテーション事業者」では「医療法人」が100%、「短期入所生活介護・短期入所療養介護事業者」では「医療法人」が44.4%、「福祉用具貸与・販売事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が93.7%となっています。

また、「認知症対応型共同生活介護事業者」では「民間シルバーサービス事業者」が87.5%、「認知症対応型通所介護事業者」では「社会福祉法人」が66.7%、「特定施設入居者生活介護」では「民間シルバーサービス事業者」が75.0%となっています。

表 8.1 サービス事業所の運営形態

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具貸与販売
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16
社会福祉法人	16 26.7	8 21.1	0 0.0	2 25.0	14 28.0	0 0.0	7 38.9	1 6.3
医療法人	10 16.7	2 5.3	0 0.0	5 62.5	1 2.0	9 100.0	8 44.4	0 0.0
民間シルバーサービス事業者	23 38.3	23 60.5	3 100.0	1 12.5	30 60.0	0 0.0	3 16.7	15 93.7
NPO等	2 3.3	2 5.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	6 10.0	3 7.8	0 0.0	0 0.0	5 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	3 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	特定施設入居者生活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	236
社会福祉法人	7 100.0	0 0.0	— —	0 0.0	2 66.7	2 25.0	59 25.0
医療法人	— —	6 100.0	2 100.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	44 18.6
民間シルバーサービス事業者	— —	— —	— —	7 87.5	1 33.3	6 75.0	112 47.5
NPO等	— —	— —	— —	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 1.7
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	14 5.9
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 1.3

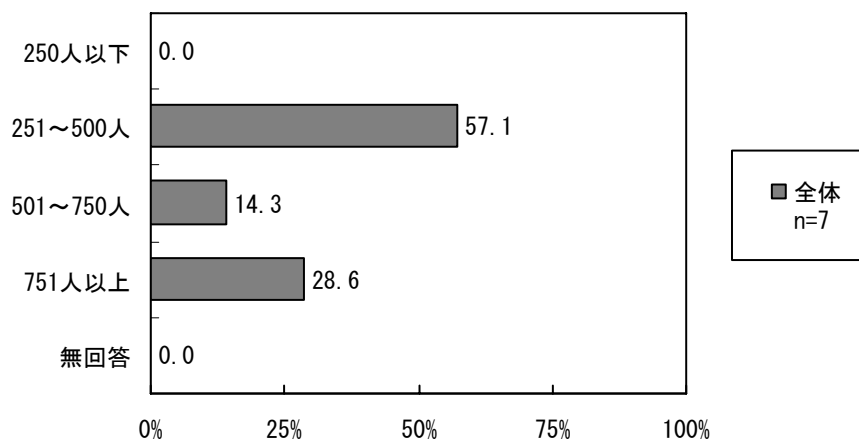
※表中の数字は、上段が件数、下段が割合（対象者数を100%とする）を示しています。

共通設問 入所を申し込んでいる人数についてお答えください。

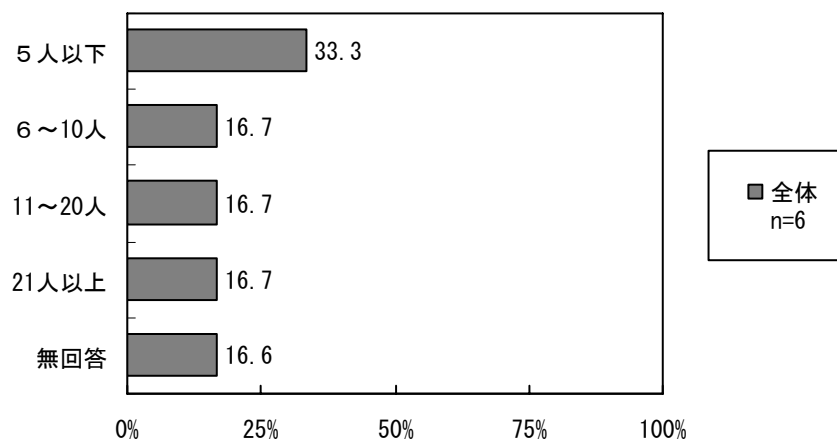
入所を申し込んでいる人数では、以下のようになっています。平均入所申込者数は、介護老人福祉施設が 602 人、介護老人保健施設が 11 人、介護療養型医療施設が 5 人、認知症対応型共同生活介護事業者が 6 人、特定施設入居者生活介護事業者が 10 人となっています。

図 8.1 入所を申し込んでいる人数

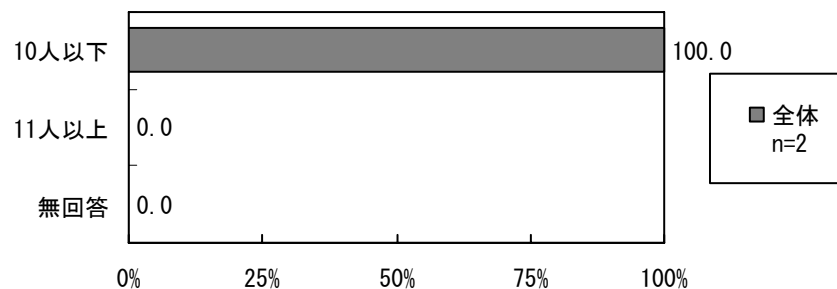
【介護老人福祉施設】



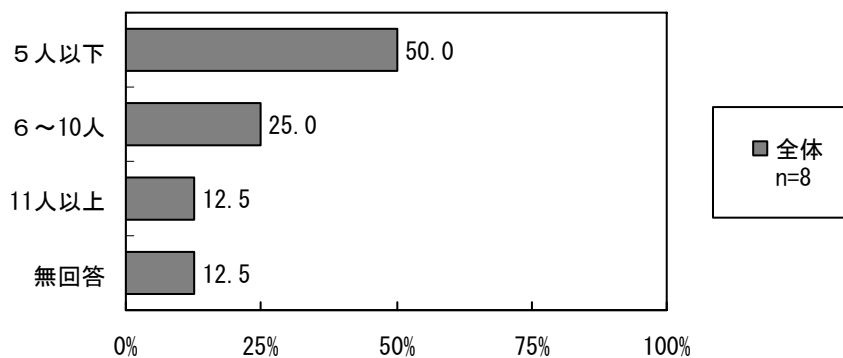
【介護老人保健施設】



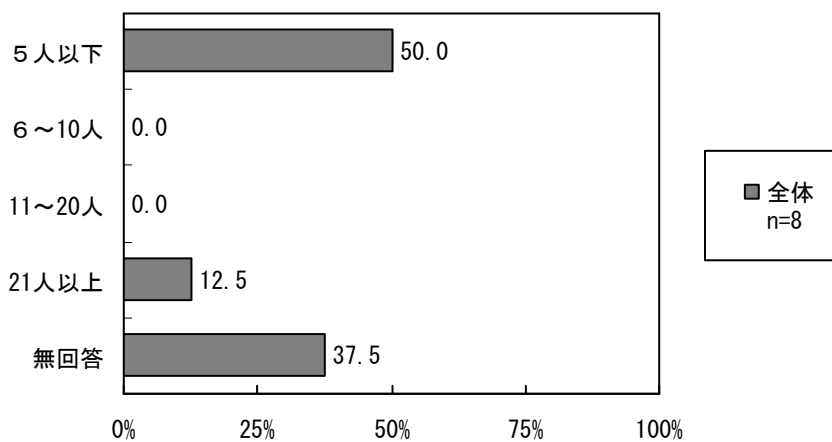
【介護療養型医療施設】



【認知症対応型共同生活介護事業者】



【特定施設入居者生活介護事業者】



共通設問 職員の労働条件、労働環境を改善するために工夫していましたがありましたら、お聞かせください。

職員の労働条件、労働環境を改善するために工夫をしている内容としては、下記のとおりです。

職員の労働条件、労働環境を改善するための工夫（抜粋）	件数
訪問介護	
ミーティング等を実施し、職員の意見を積極的に聞くようにしている。	6
研修・勉強会の実施及び参加。	4
有給休暇の取得の促進。	4
移動等の作業の効率化を図る（移動時間・移動距離の短縮等）。	4
一時金、土日手当、資格手当等、給与面での工夫。	4
訪問看護	
業務時間内で業務が終わるよう、また、年休が取れるよう、パートも含めて協力し合っている。	2
1人で担当したり1人で抱え込まないようにしている。	2
勉強会等、教育・研修の機会を多く取る。	2
週1・2件分の空き時間をつくり、記録の時間に充てる。	1
不平・不満がないように、常に話し合いを持っている。	1
通所介護	
有給休暇の取得の促進。	6
時間外勤務の削減。	5
賃金の見直しや昇給による勤務意欲の向上。	3
残業手当、一時金等の制度を採用。	3
ミーティングでスタッフの意見を聴く。	3
通所リハ	
設備面の充実を心がけている。	1
24時間365日利用可能な託児所の設置。	1
腰痛予防のため、必要に応じて腰痛ベルトを支給している。	1
人員基準より、余剰人員を配置している。	1
業務のマネリ化、職員の精神的ストレスの解消に努めている。	1
短期入所	
時間外勤務の削減。	3
職員の増員。	3
有給休暇の取得の促進。	2
託児所の設置による常勤職員の確保。	2
会議開催方法の見直し。	2
認知症対応型通所介護	
労働時間と休憩時間とをはっきり区別するようにしている。	1

共通設問 貴事業所では、介護サービスの提供にあたり、内容、手続きなどに関して対象者へどのような説明を実施していますか。(○は1つだけ)

「訪問入浴介護事業者」を除いた各事業所とも「家族又は利用者に重要事項を書いた文書を交付して説明と同意を得ている」が約9割～10割となっています。

表 8.2 内容、手続きなどの説明の実施

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16
重要事項を書いた文書を交付して説明と同意を得ている	60 100.0	36 94.7	2 66.7	8 100.0	49 98.0	9 100.0	18 100.0	14 87.5
重要事項を書いた文書を交付して説明を行った	0 0.0	2 5.3	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	2 12.5
重要事項を書いた文書を交付している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
文書の交付も、説明も、同意を得ることもしていない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	0 0.0	0 0.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型通所 介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	236
重要事項を書いた文書を交付して説明と同意を得ている	7 100.0	6 100.0	2 100.0	7 87.5	3 100.0	8 100.0	229 97.0
重要事項を書いた文書を交付して説明を行った	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	6 2.5
重要事項を書いた文書を交付している	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
文書の交付も、説明も、同意を得ることもしていない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5

共通設問 事業に従事する職員に身分を証明する書類を携行させていますか。(○は1つだけ)

各事業所とも「全ての職員に毎回携行させている」が多くなっていますが、「通所介護事業者」「通所リハビリテーション事業者」「短期入所生活介護・短期入所療養介護事業者」「認知症対応型通所介護事業者」では「携行するよう指導はしていない」が3割以上となっています。

表 8.3 職員の身分証明書類の携行

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売	認知症対 応型通所 介護	全体
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16	3	205
全ての職員に毎回 携行させている	59 98.3	35 92.1	2 66.7	7 87.5	20 40.0	6 66.7	9 50.0	13 81.2	1 33.4	152 74.1
可能な限り携行さ せている	1 1.7	2 5.3	1 33.3	1 12.5	13 26.0	0 0.0	2 11.1	3 18.8	1 33.3	24 11.7
携行するよう指導 はしていない	0 0.0	1 2.6	0 0.0	0 0.0	15 30.0	3 33.3	6 33.3	0 0.0	1 33.3	26 12.7
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	2 1.0
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5

共通設問 介護保険の事業に新規参入を検討するにあたり、問題点や課題がありましたら、お聞かせください。

介護保険事業への新規参入検討にあたっての問題点や課題としては、下記のとおりです。

介護保険事業への新規参入検討にあたっての問題点や課題（抜粋）	件数
居宅介護支援	
介護報酬が低すぎて新規参入ができない。	5
職員の確保が困難。	4
小規模多機能型を開所したいが、介護報酬が折り合わず諦めている。	2
制度の変更が多すぎて、将来の見通しが立てられない。	1
認知症の指導研修を受講させてほしい。	1
訪問介護	
人材の確保。	7
介護報酬が低い。	2
新規開設の要件が不明確。	2
法改正で、利用者側からみて担当者が変わる等の不便が発生している。	1
介護業界の将来性に大きな疑問が生じる。	1
訪問入浴介護	
十分な知識がないといけないと思う。	1
収益面、人材の確保。	1
訪問看護	
人材不足。	3
資金不足。	1
休日出勤に対し、人件費が多く必要となるが、収入面では同じのため、経営が困難となる。	1
指示書は、統一で半年でよいと思う。	1
特別指示書は、1回/月、2週間連続の枠をはずして対応したい。	1
通所介護	
人員の確保。	5
報酬単価が低い。	4
介護保険法が短期間で変更するため、長期計画ができない。	1
新規開設時の県への申請に際して負担が大きい。	1
利用者負担の増加。	1
通所リハ	
介護報酬が上がらず、職員不足も深刻化しており、新規参入、経営維持が非常に難しい。	1
人員不足。	1
事業者公表調査が高額で、利用者の益に資していない。	1
医療保険のリハビリと介護保険の通所リハビリとの違いを利用者に理解してもらうのが大変。	1
経営が困難。	1

短期入所	
人材不足。	4
介護報酬の引き下げによる賃金の低下。	3
経営が困難。	1
利用者負担の増加。	1
給付範囲の制限。	1
福祉用具貸与・販売	
業務に必要な書類が多く、また、業者も多く、しばらくは赤字経営を覚悟で行う必要があると思う。	1
介護老人福祉施設	
人材確保が困難。	2
介護報酬の引き下げによる賃金力の低下。	2
事業として成り立っていくかどうか。	1
利用者負担の増加。	1
給付範囲の制限。	1
介護老人保健施設	
人員が確保できない。	2
経営が困難。	2
認知症対応型共同生活介護	
介護報酬が低すぎ、保険自体の内容変動もあり、先が読めない。	1
認知症対応型通所介護	
介護報酬が低いため、雇用するのが難しい。	1
特定施設入居者生活介護	
介護保険料等、先行きが不透明であるため、運営計画、賃金計画が正しくいくか不安であり問題。	1
認定調査内容は、身体能力と認知レベルだけでなく、生活能力も調査対象に取り入れるべきである。	1
措置費収入と介護収入の差。	1

共通設問 貴事業所において、経営面における問題点や課題がありましたら、お聞かせください。

経営面における問題点や課題としては、下記のとおりです。

経営面における問題点や課題（抜粋）	件数
居宅介護支援	
介護報酬が低い。	14
居宅単独では採算が取れず、併設事業所等の援助を得ており、法人内の立場が低い。	12
赤字が続いている。	8
人材が集まらない。	3
新規利用者が増えない。	2
訪問介護	
ヘルパーの確保が困難。	8
人材確保が困難。	7
ヘルパーの給料が上げられない。	5
介護報酬が低すぎる。	3
利用者数が増減し、収入が安定しない。	2
訪問入浴介護	
現在の介護保険上の介護報酬では、マンパワーに依存しなければならない業種であるにもかかわらず、収益を上げるために賃金を抑えなければならない状況であること。それにより、離職につながっていくこと。また、新たな人材の確保ができないこと。	1
昼間は現場に出ているので、1日の事務処理や月末・月始の書類をすべて、戻ってきてからになるので、帰宅時間がかかり遅くなっている。	1
訪問看護	
給料が安いので、在宅希望のスタッフが少ない。	1
実費負担に対し、持ち出しとなっている。	1
人材を募集してもなかなか反応がない。	1
ケアマネとのコンタクトが取りにくい。訪問看護がどういうものなのか理解してもらえないと同時に、医師とのやりとりをしなければいけないため、必要性があっても適切な導入ができにくい。	1
最近、駐車禁止の取り締まりが厳しくなってきたようで、駐車スペースのない利用者への訪問には苦労している。	1
通所介護	
人材の確保が困難。	15
報酬が低い。	11
ガソリン代の高騰による経費の増大。	4
利用者数が安定しない。	2
労働条件、環境の向上。	1
通所リハ	
給与が低く、人材確保が困難。	4
報酬改定ごとに減算となるため、サービスの質の維持、向上に苦慮している。	1

短期入所	
介護報酬の引き下げによる人材確保の困難。	6
介護報酬の引き下げによるサービスの質の低下。	3
介護報酬の引き下げによる経営難。	3
人材確保。	3
利用者の重度化。	1
福祉用具貸与・販売	
住宅の改修工事をさせていただいたお客さんで、ケアマネが決まっていない人や障害者の方、来所された方でケアマネのいない人等に販売している。	1
専門相談員の人材確保。利用者数等の増加に伴い、相談員の増員（求人）を行っているが、応募がなく、現状スタッフへの負担が増加している。	1
福祉用具の規定が厳しくなり、ケアマネジャーも福祉用具の利用に関し少し消極的になっている。また、福祉用具のために半年に1回担当者会議を開かなければならないと頭にあるらしく、福祉用具の利用者が増えていかない。安全を考え、介護度1への貸与が一番必要だと思う。	1
書類業務が増えており、そこにかかる人件費が増えている。	1
保険の改正により急な回収が増え、経営悪化を招いた。施行から実施までが半年と短く、現場は混乱した。	1
介護老人福祉施設	
人材不足。	4
介護報酬の引き下げによる人材確保の困難。	2
入所者の重度化。	1
人材確保も問題だが、確保できたらできたで人件費がかさむ。	1
介護度が実際の状態より軽く認定されてしまう。	1
介護老人保健施設	
介護報酬の引き下げによる人材確保の困難。	4
介護報酬の引き下げによる経営難。	1
介護療養型医療施設	
報酬改定があるたびに減算となるため、サービスの質の維持や職員の労働環境の向上に苦慮している。	1
認知症対応型共同生活介護	
人材確保が困難。	2
利用者の負担増（物価高等の影響）。	1
認知症対応型通所介護	
人件費が多くかかる。	1
特定施設入居者生活介護	
人材確保。	3
介護報酬が低いことによる人材不足。	1
特養と比べて報酬が低く、格差を感じる。	1
入院することによる収入減。	1

2 提供サービスの状況

共通設問 貴事業所は、サービスの自己評価をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

「通所リハビリテーション事業者」「福祉用具貸与・販売事業者」「認知症対応型通所介護」を除いた各事業所とも、「評価項目を作成し、自己評価を実施している」が5割以上となっています。

表 8.4 サービスの自己評価の状況

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16
評価項目を作成し、自己評価を 実施している	42 70.0	26 68.4	3 100.0	4 50.0	28 56.0	4 44.4	9 50.0	3 18.8
自己評価のための利用者アン ケートを実施している	13 21.7	9 23.7	2 66.7	5 62.5	21 42.0	2 22.2	2 11.1	3 18.8
その他	10 16.7	6 15.8	1 33.3	1 12.5	2 4.0	1 11.1	1 5.6	3 18.8
自己評価はしていない	6 10.0	5 13.2	0 0.0	1 12.5	8 16.0	4 44.4	7 38.9	8 50.0
無回答	1 1.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 4.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型通所 介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	236
評価項目を作成し、自己評価を 実施している	5 71.4	4 66.7	1 50.0	6 75.0	1 33.3	4 50.0	140 59.3
自己評価のための利用者アン ケートを実施している	0 0.0	2 33.3	0 0.0	1 12.5	2 66.7	1 12.5	63 26.7
その他	1 14.3	1 16.7	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	29 12.3
自己評価はしていない	1 14.3	2 33.3	1 50.0	0 0.0	1 33.3	2 25.0	46 19.5
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 1.7

共通設問 苦情の処理方法はどのようにしていますか。(あてはまるものすべてに○)
 <利用者への対応>

「通所リハビリテーション事業者」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「認知症対応型共同生活介護事業者」「特定施設入居者生活介護事業者」を除いた各事業所とも、「利用者宅を訪問して直接説明した」が7割～10割となっており、それ以外では、全体的に「電話・FAXにて対応した」「書面にて説明した」「事務所で利用者に説明した」の順で多くなっています。

表 8.5 苦情の処理方法（利用者への対応）

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16
利用者宅を訪問して直接説明 した	52 86.7	37 97.4	3 100.0	6 75.0	45 90.0	3 33.3	13 72.2	14 87.5
事務所で利用者に説明した	6 10.0	2 5.3	0 0.0	0 0.0	14 28.0	3 33.3	5 27.8	0 0.0
電話・FAXにて対応した	33 55.0	15 39.5	3 100.0	3 37.5	27 54.0	3 33.3	12 66.7	4 25.0
書面にて説明した	12 20.0	8 21.1	1 33.3	2 25.0	9 18.0	3 33.3	7 38.9	2 12.5
その他	4 6.7	2 5.3	0 0.0	2 25.0	3 6.0	2 22.2	0 0.0	2 12.5
特に何もしていない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	3 5.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型通所 介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	236
利用者宅を訪問して直接説明 した	6 85.7	3 50.0	0 0.0	3 37.5	3 100.0	2 25.0	190 80.5
事務所で利用者に説明した	5 71.4	3 50.0	1 50.0	5 62.5	0 0.0	6 75.0	50 21.2
電話・FAXにて対応した	5 71.4	3 50.0	0 0.0	5 62.5	2 66.7	6 75.0	121 51.3
書面にて説明した	4 57.1	3 50.0	1 50.0	2 25.0	0 0.0	2 25.0	56 23.7
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 12.5	17 7.2
特に何もしていない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 1.3

共通設問 苦情の処理方法はどのようにしていますか。(あてはまるものすべてに○)
 <事業所内や関連機関への対応>

各事業所とも、「職員に研修を行った」が4割～10割となっており、それ以外では、全体的に「他の事務所に情報提供を行った」「市町村や県に連絡した」の順で多くなっています。

表 8.6 苦情の処理方法（事業所内や関連機関への対応）

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	16
職員に研修を行った	24 40.0	28 73.7	3 100.0	4 50.0	41 82.0	6 66.7	15 83.3	13 81.3
他の事業所に情報提供を行っ た	34 56.7	10 26.3	2 66.7	0 0.0	12 24.0	3 33.3	6 33.3	0 0.0
国保連合会（苦情処理専門委員 会）に連絡した	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
市町村や県に連絡した	12 20.0	7 18.4	1 33.3	0 0.0	8 16.0	3 33.3	7 38.9	1 6.3
その他	6 10.0	6 15.8	0 0.0	3 37.5	5 10.0	2 22.2	1 5.6	2 12.5
特に何もしていない	5 8.3	1 2.6	0 0.0	1 12.5	2 4.0	1 11.1	1 5.6	2 12.5
無回答	6 10.0	3 7.9	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	1 5.6	1 6.3

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	認知症対 応型通所 介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	236
職員に研修を行った	6 85.7	6 100.0	1 50.0	5 62.5	2 66.7	7 87.5	161 68.2
他の事業所に情報提供を行っ た	2 28.6	3 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	72 30.5
国保連合会（苦情処理専門委員 会）に連絡した	1 14.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	4 1.7
市町村や県に連絡した	4 57.1	4 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	48 20.3
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	1 33.3	1 12.5	28 11.9
特に何もしていない	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	15 6.4
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	0 0.0	13 5.5

共通設問 利用者に関することで、何かお困りのことがありましたら、お聞かせください。

利用者に関して困っていることの内容としては、下記のとおりです。

利用者に関して困っていること（抜粋）	件数
居宅介護支援	
家族の同意・理解が得られない、家族が非協力的な態度を取る等。	4
適用外のサービスを要求したり、ケアマネに相談なく事を進めたりする。	3
介護保険制度の変化を理解しようとしてくれない。	2
体調面から必要なのに、サービスを利用してくれない。	1
ケアマネの説明と市の説明とが異なったために、信頼が損なわれたことがある。	1
訪問介護	
予防と介護の違いを何度説明しても理解せず、介護保険外のサービスを要求してくる。	4
自分の都合で連絡なく不在にしたり、直前にキャンセルしたり、訪問日時を勘違いして苦情を言ってきたりする。	4
利用者の希望と家族の希望とに大きな食い違いがあって困ることがある。	2
ヘルパーの交代を何回も繰り返す利用者。	1
予防の人で、利用の趣旨が理解できず、サービス内容に不満を持つ人がいる。	1
訪問入浴介護	
サービスの範囲外のことを要求されたり、同じスタッフで来てほしい等の要求が多い。	1
訪問看護	
担当者会議を開催しないケアマネがいるため、サービス内容について利用者との食い違いが発生している。各サービスがどこを担当するか、集まって話をすべきだと思う。	1
利用者の同居者が利用者に対して無関心で、依頼しても対応してもらえず、利用者・スタッフとも困ることがある。	1
通所介護	
他の利用者に対して暴言を吐いたり、物を持ち帰ったりする人がいる。	3
家族が介護に対して無関心・無理解だったり、要望を聞いてくれなかったりする。	3
自己中心的な利用者への対応。	2
セクハラ行為がある男性利用者への対応。	2
利用者の6割程度が認知症であり、介護予防との併用の場合、その対応に困ることがある。	1
通所リハ	
通所リハビリを利用し同日に病院での外来診療を受けたいと言う方への説明が大変。	1
体調が悪い時でも、家人が利用させる場合がある。	1
短期入所	
発熱や体調不良でも、利用したい・させようと家族が訴える。また、それを隠して利用させる等。	1
認知症の利用者が自分で入れ歯や補聴器を紛失された時の責任の所在。1日に数回確認をするようにしているが、ずっと見ているわけにはいかない。	1
男性利用者による、職員に対するセクハラ行為。	1
家庭事情が複雑で、利用料の滞納がある人。	1
重度の認知症の人や、他利用者に危害を与える恐れのある人の受け入れについて。	1

福祉用具貸与販売	
購入品について見たいという人が増えている。また、簡単にキャンセルができると思っている（色が気に入らないなど）。利用代金の集金訪問を平気で忘れて出かけていたり、自家用車を購入していながら、お金がないと言ってなかなか代金を支払わない人がたまにいて困る。	1
居宅よりレンタル事業者を紹介され、特に家族など選ぶこともなく、その業者よりレンタルをしているとよく言われている。当社は展示場を行っており、内容を一通り説明することが多い。	1
介護老人福祉施設	
胃ろうの人が増加傾向にあり、対応が困難になっている。	1
1対1でのトイレ介助時、男性入所者を抱えて移乗する際、職員に接触行為をする。	1
一人の利用者のわがままのために、他の利用者に迷惑がかかっているにも対応に限界がある場合が多く、対応に苦慮している（一対一で関わることを強く望み、職員が他の利用者の対応をしていると、大声で叫び続ける、怒鳴るなどの行為が止まず、他の利用者が不穏になる）。	1
家族から拘束してほしいという希望があり、施設の方針を説明しても理解されない。	1
介護老人保健施設	
介護保険の一部負担金などを滞納する利用者があるが、市としても何らかの対応をしてほしい。	1
生活保護（独居者）該当者に対するサービス全般について、市がどこまで関与してくれるかのガイドラインが不明。生保入所者のインフルエンザ接種について、接種同意の署名を生保担当者をお願いしたところ、「書いている職員もいれば、そうでない職員もいる」と言われた。	1
他科受診の必要時、家族に連絡が取れないことがあり、施設で対応せざるを得ないことが時々ある。	1
認知症対応型共同生活介護	
介護度が高くなり、グループホームで生活が難しくなった時の、次の受け入れ先などがなくて困っている。	2
本人の認知が進行したことに対し、家族が理解できないことがある。認知に対し、認定が低い。利用者の重度化により、新規入居者とのレベル差が大きく、対応が難しい。	1
認知症対応型通所介護	
認知症対応型のため仕方ないと思うが、常に個別対応が必要な利用者が増える。	1
特定施設入所者生活介護	
介護保険で支援2と評価された利用者の掃除・洗濯・日々の生活援助をほぼお世話して、自立した生活を過ごしている利用者がある。日々の生活援助の量的評価が、変更申請時に評価されないことに憤りを感じる。	1
他利用者に危害を加える恐れのある人の処遇について、「身体拘束ゼロ」等の取り組みを推進はしているが、実際の現場においては不可能なこともあり、理解と現実のギャップを感じる。	1
利用者の状態の進行度に対する当施設の対応。	1

共通設問 サービス提供を断っている事例などがありましたら、お聞かせください。

サービス提供を断っている事例などとしては、下記のとおりです。

サービス提供を断っている事例など（抜粋）	件数
居宅介護支援	
担当件数の上限に達した場合。	6
新規依頼が多く、そちらを優先する場合。	2
採算面で要支援の人を断ったことがある。	1
サービス提供事業者からの紹介の際、その事業所がそのサービスを使うことを前提に依頼してきた場合。	1
訪問介護	
時間・曜日等を指定された場合等、スタッフが確保できない時。	8
遠隔地からのサービス依頼。	2
介護保険外のサービスを要求された場合。	2
利用者本人と家族との意見調整が出来ていない場合。	1
訪問入浴介護	
疥癬の人（新規の場合に限る）。	1
訪問看護	
曜日・時間を指定され、スタッフと折り合いがつかない場合。	2
主治医が決まっていない利用者。	1
通所介護	
他の利用者への暴力行為や暴言等のある人。	4
定員が一杯だったり職員が不足する場合。	3
感染症保持者。	3
身体的に重度でこちらの設備で対応できない場合。	2
送迎が困難な遠隔地に住んでいる場合。	2
通所リハ	
サービス提供地域外に住んでいる利用者の場合。	2
要介護認定のない人。	1
他者への迷惑行為、危険行為（不穏、興奮、暴力行為）、飲酒、酒酔い等をする人。	1
現状の体制において、適切なサービスの提供が困難な場合。	1
短期入所	
常時の医療行為（鼻腔栄養、胃ろう、インシュリン投与、吸痰等）が必要な人。	4
満床の場合（キャンセル待ち、日にちの変更依頼等で対応するが、無理な場合は断る）。	4
暴力行為により、他入所者、職員を傷つける可能性が非常に高い人。	1
感染症がある人で、施設内感染になりうる場合。	1
徘徊する利用者（認知症対応＝専用棟がないため）。	1
福祉用具貸与販売	
自社で取り扱っていない福祉用具を指定希望されたので、担当ケアマネと連携し、取扱事業者情報を提供した。	1
認知症対応型通所介護	
暴力行為のある人。	1

共通設問 自ら適切な指定事業を提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業所の紹介など必要な措置を講じることになっています。貴事業所では、サービス提供が困難な事例がありましたか。(〇は1つだけ)

「訪問入浴介護事業者」を除いた各事業所ともサービス提供が困難な事例があったとしていますが、特に「短期入所生活介護・短期入所療養介護事業者」で「はい」との回答が5割以上と多くなっています。

表 8.7 サービス提供が困難な事例の有無

	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	福祉用具 貸与販売	認知症対 応型通所 介護	全体
対象者数	38	3	8	50	9	18	16	3	145
はい	7 18.4	0 0.0	1 12.5	11 22.0	3 33.3	10 55.6	3 18.8	1 33.3	36 24.8
いいえ	30 78.9	3 100.0	7 87.5	37 74.0	5 55.6	6 33.3	12 75.0	2 66.7	102 70.3
無回答	1 2.7	0 0.0	0 0.0	2 4.0	1 11.1	2 11.1	1 6.2	0 0.0	7 4.9

共通設問 介護相談員の派遣を希望しますか。(〇は1つだけ)

「介護療養型医療施設」を除いた各事業所とも、「現在、受け入れている」が7割～10割となっています。

表 8.8 介護相談員の派遣の受け入れ意向

	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	8	31
現在、受け入れている	7 100.0	6 100.0	0 0.0	6 75.0	6 75.0	25 80.6
今後、受け入れを希望したい	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5	3 9.7
受け入れは考えていない	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 6.5
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	1 3.2
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

共通設問 貴事業所では、事業に従事する職員（・スタッフ）の質の確保・向上を図るために、特にどのような点に重視して取り組んでいますか。（○は3つまで）

「居宅介護支援事業者」を除いた各事業所とも、「基本的な技術や実践的知識の向上」「利用者の状態に応じた介護技術の向上」「利用者への対応の仕方などマナーやコミュニケーション技術の向上」が5割～10割となっています。「居宅介護支援事業者」では、「制度に関する最新情報の取得」及び「ケアマネジャーとしての基本姿勢の徹底」（居宅介護支援事業者のみの選択肢）が約5割と多くなっています。

表 8.9 職員の質の確保・向上への取り組み

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所
対象者数	60	38	3	8	50	9	18
基本的な技術や実践的知識の向上	23 38.3	31 81.6	3 100.0	7 87.5	40 80.0	5 55.6	12 66.7
利用者の状態に応じた介護技術の向上	4 6.7	27 71.1	3 100.0	8 100.0	36 72.0	6 66.7	15 83.3
ケアマネジメント技術の向上 <居宅介護支援のみ>	21 35.0						
利用者への対応の仕方などマナーやコミュニケーション技術の向上	22 36.7	28 73.7	3 100.0	7 87.5	41 82.0	6 66.7	13 72.2
苦情や相談への対処能力の向上	5 8.3	3 7.9	0 0.0	0 0.0	5 10.0	1 11.1	4 22.2
処遇困難者への対処能力の向上	14 23.3	5 13.2	0 0.0	0 0.0	2 4.0	2 22.2	1 5.6
ケアマネジャーとしての基本姿勢の徹底<居宅介護支援のみ>	29 48.3						
サービスを効率的に機能させるためのリーダーの養成		3 7.9	0 0.0	0 0.0	6 12.0	0 0.0	1 5.6
制度に関する最新情報の取得	29 48.3	6 15.8	0 0.0	1 12.5	4 8.0	3 33.3	2 11.1
その他	2 3.3	1 2.6	0 0.0	0 0.0	1 2.0	1 11.1	0 0.0
特にない	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	4 6.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	1 5.6

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	特定施設入居者生活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	3	8	220
基本的な技術や実践的知識の向上	5 71.4	5 83.3	1 50.0	6 75.0	2 66.7	7 87.5	147 66.8
利用者の状態に応じた介護技術の向上	6 85.7	5 83.3	1 50.0	8 100.0	2 66.7	6 75.0	127 57.7
利用者への対応の仕方などマナーやコミュニケーション技術の向上	6 85.7	6 100.0	2 100.0	6 75.0	3 100.0	6 75.0	149 67.7
苦情や相談への対処能力の向上	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	19 8.6
処遇困難者への対処能力の向上	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	26 11.8
サービスを効率的に機能させるためのリーダーの養成	2 28.6	0 0.0	1 50.0	2 25.0	0 0.0	0 0.0	15 6.8
制度に関する最新情報の取得	2 28.6	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	49 22.3
その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	5 2.3
特にない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	7 3.2

3 高齢者虐待の状況

共通設問 貴事業所がサービスを提供している要介護者の中で高齢者虐待を受けているか、又は受けていると思われる事例がありますか。(○は1つだけ)

【「ある」と回答された方に】

どこから虐待を発見しましたか。(あてはまるものすべてに○)

「居宅介護支援事業者」「訪問介護事業者」「通所介護事業者」「短期入所生活介護・短期入所療養介護事業者」では、高齢者虐待の事例が「ある」とする回答が約2割～3割となっています。

表 8.10 高齢者虐待の有無

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	認知症対応型通所介護	全体
対象者数	60	38	3	8	50	9	18	3	189
ある	17 28.3	6 15.8	0 0.0	0 0.0	10 20.0	0 0.0	3 16.7	0 0.0	36 19.0
ない	41 68.3	31 81.6	3 100.0	8 100.0	40 80.0	9 100.0	15 83.3	3 100.0	150 79.4
無回答	2 3.4	1 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 1.6

高齢者虐待の発見状況では、「サービス提供時に職員が発見した」が5割～8割となっています。

表 8.11 高齢者虐待の発見状況

	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	認知症対応型通所介護	全体
対象者数	17	6	0	0	10	0	3	0	36
サービス提供時に職員が発見した	9 52.9	3 50.0	— —	— —	8 80.0	— —	2 66.7	— —	22 61.1
被虐待者から	7 41.2	3 50.0	— —	— —	1 10.0	— —	0 0.0	— —	11 30.6
虐待者から	0 0.0	1 16.7	— —	— —	1 10.0	— —	0 0.0	— —	2 5.6
虐待者以外の同居家族から	0 0.0	0 0.0	— —	— —	0 0.0	— —	0 0.0	— —	0 0.0
親族から	3 17.6	0 0.0	— —	— —	1 10.0	— —	1 33.3	— —	5 13.9
近隣者から	2 11.8	0 0.0	— —	— —	0 0.0	— —	0 0.0	— —	2 5.6
その他	3 17.6	0 0.0	— —	— —	1 10.0	— —	0 0.0	— —	4 11.1
無回答	0 0.0	0 0.0	— —	— —	0 0.0	— —	0 0.0	— —	0 0.0

共通設問 虐待の恐れ等を発見した際、関係機関に相談・通報しましたか。(○は1つだけ)
 【「はい」と回答された方に】
 相談・通報先はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

関係機関への虐待の相談・通報では、「はい」が9割～10割となっています。

表 8.12 関係機関への虐待の相談・通報

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	認知症対 応型通所 介護	全体
対象者数	17	6	0	0	10	0	3	0	36
はい	16 94.1	6 100.0	—	—	9 90.0	—	3 100.0	—	34 94.4
いいえ	0 0.0	0 0.0	—	—	1 10.0	—	0 0.0	—	1 2.8
無回答	1 5.9	0 0.0	—	—	0 0.0	—	0 0.0	—	1 2.8

虐待の相談・通報先では、「短期入所生活介護・短期入所療養介護事業者」を除いた各事業所とも、「地域包括支援センター」が5割以上となっています。

表 8.13 虐待の相談・通報先

	居宅介護 支援	訪問介護	訪問入浴 介護	訪問看護	通所介護	通所リハ	短期入所	認知症対 応型通所 介護	全体
対象者数	16	6	—	—	9	—	3	—	34
地域包括支援センター	16 100.0	3 50.0	—	—	5 55.6	—	0 0.0	—	24 70.6
在宅介護支援センター	2 12.5	3 50.0	—	—	2 22.2	—	1 33.3	—	8 23.5
市役所担当部署	3 18.8	1 16.7	—	—	0 0.0	—	1 33.3	—	5 14.7
その他	1 6.3	2 33.3	—	—	2 22.2	—	2 66.7	—	7 20.6
無回答	0 0.0	0 0.0	—	—	1 11.1	—	0 0.0	—	1 2.9

共通設問 貴事業所では、虐待予防に関してどのような取り組みをしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

各事業所とも、「チームケアや「身体拘束ゼロ」の取り組みを推進」が約8割～10割となっています。これ以外では、全体的に、「職場内研修の充実」「苦情の受付体制の強化」「職員相談など、職員のサポートの強化」の順で多くなっています。

表 8.14 虐待予防に関して実施している取り組み

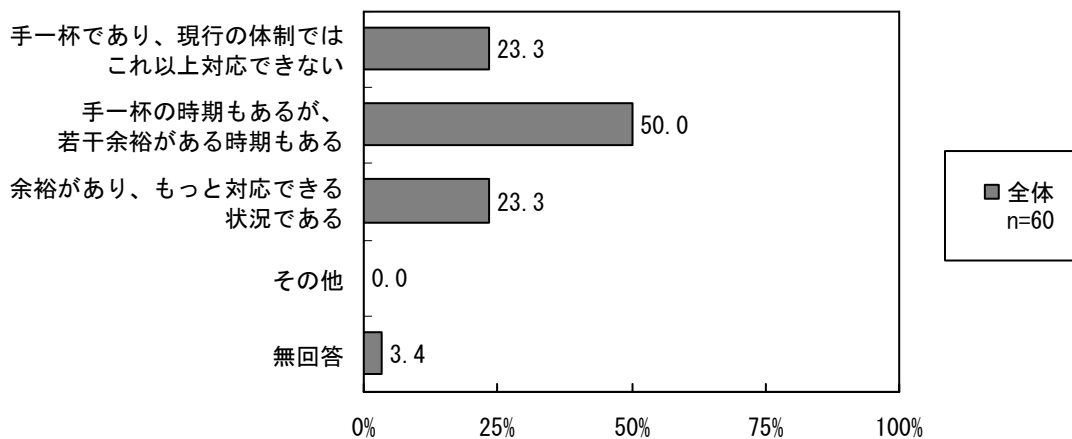
	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護	特定施設 入居者生 活介護	全体
対象者数	7	6	2	8	8	31
チームケアや「身体拘束ゼロ」 の取り組みを推進	7 100.0	6 100.0	2 100.0	6 75.0	7 87.5	28 90.3
苦情の受付体制の強化	5 71.4	3 50.0	1 50.0	2 25.0	2 25.0	13 41.9
職場内研修の充実	4 57.1	4 66.7	1 50.0	2 25.0	6 75.0	17 54.8
職員相談など、職員のサポート の強化	3 42.9	3 50.0	0 0.0	2 25.0	1 12.5	9 29.0
その他	0 0.0	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.2
特にない	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0	1 3.2
無回答	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

4 「居宅介護支援」事業者について

問4. ケアプランの作成について、貴事業所の現状はどうか。(○は1つだけ)

ケアプランの作成状況では、「手一杯の時期もあるが、若干余裕がある時期もある」が50.0%となっています。

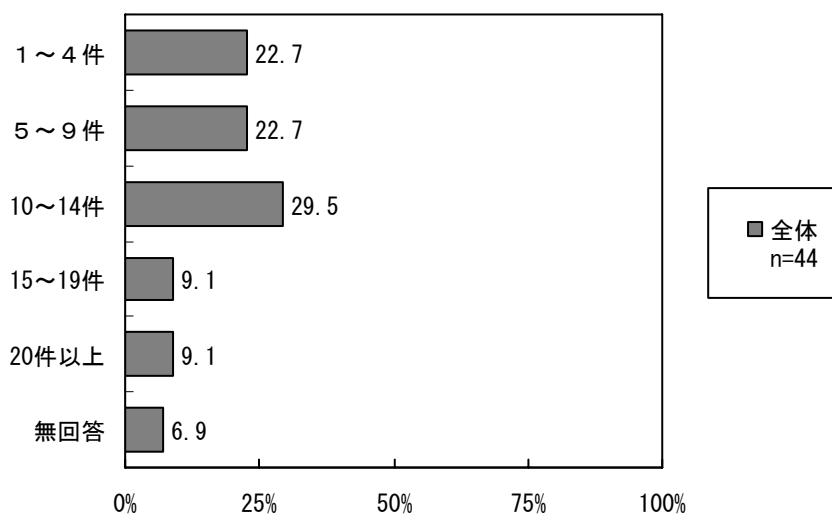
図8.2 ケアプラン作成の状況



【問4で選択肢「2～4」を回答された方に】
問4-1. 貴事業所では、月あたりあと何件くらいのケアプラン作成が可能ですか。

月あたりさらに作成可能なケアプランの件数では、「10～14件」が29.5%、「1～4件」「5～9件」がともに22.7%となっています。

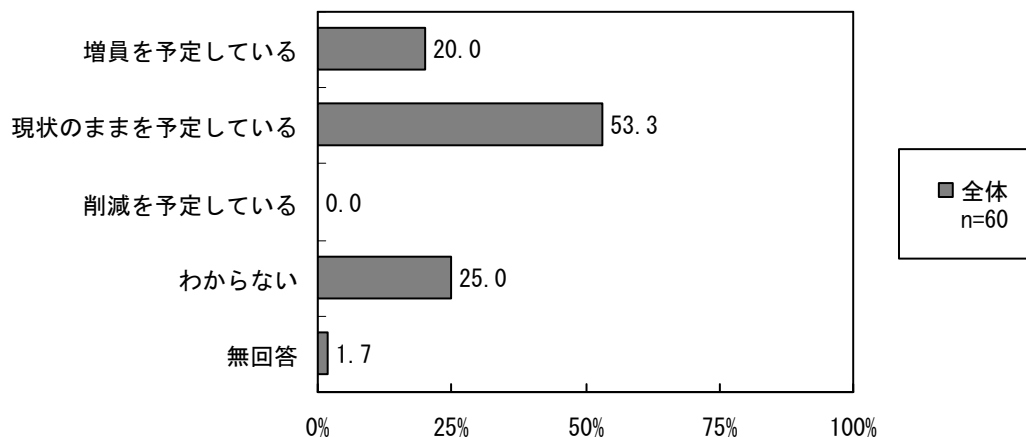
図8.3 月あたりさらに作成可能なケアプランの件数



問5. 今後のケアマネジャーの雇用人数の予定をお聞かせください。(○は1つだけ)

今後のケアマネジャーの雇用予定では、「現状のままを予定している」が53.3%、「増員を予定している」が20.0%となっており、「わからない」が25.0%ありました。

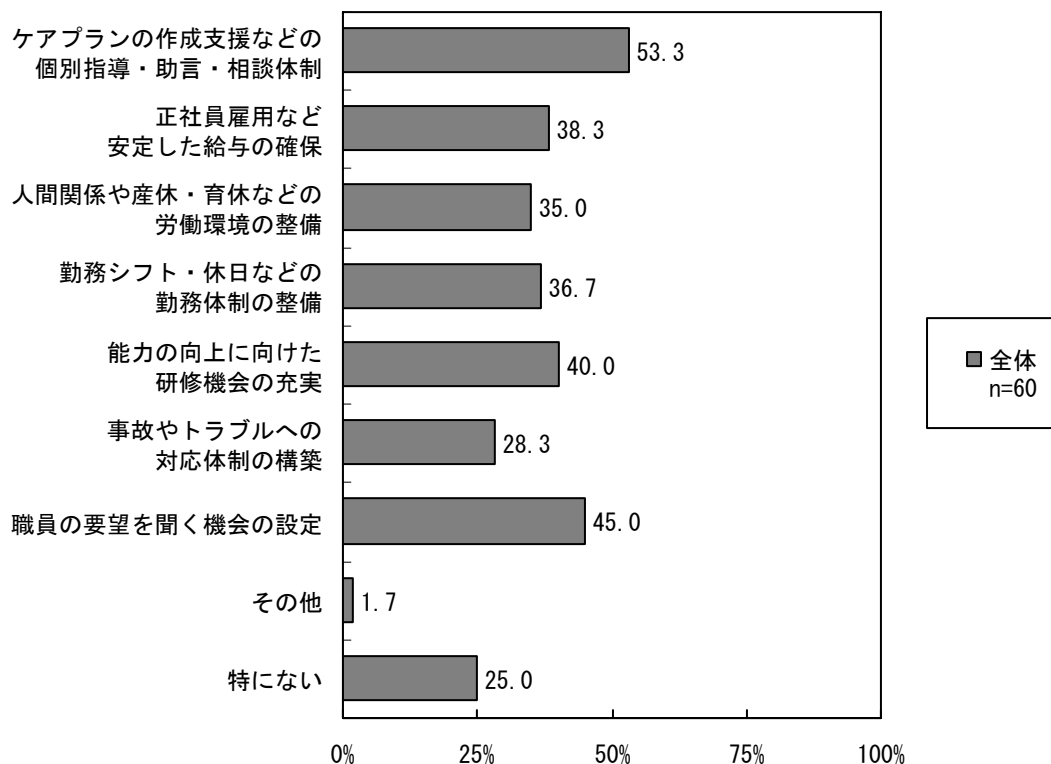
図 8.4 今後のケアマネジャーの雇用予定



問6. 介護支援専門員を確保するために、取り組んでいることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

介護支援専門員の確保のための取り組みでは、「ケアプランの作成支援などの個別指導・助言・相談体制」が53.3%、「職員の要望を聞く機会の設定」が45.0%、「能力の向上に向けた研修機会の充実」が40.0%となっています。

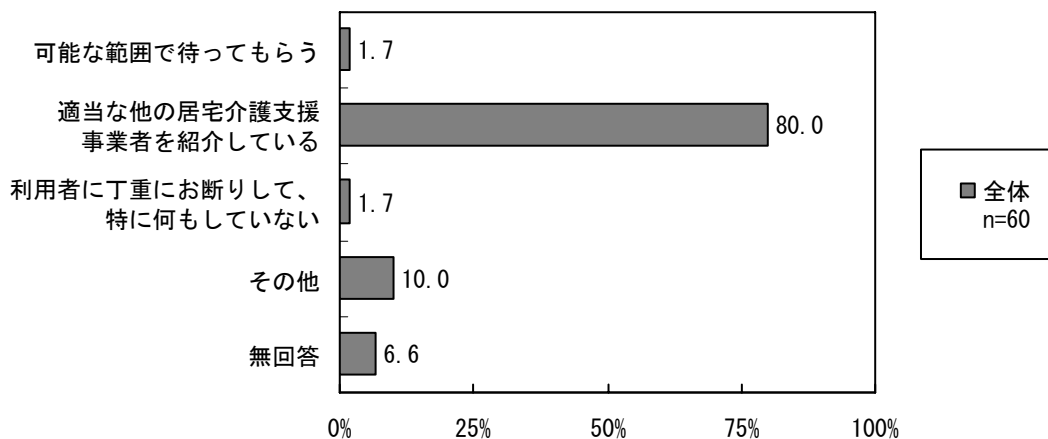
図 8.5 介護支援専門員の確保のための取り組み



問 15. 利用者への指定居宅介護支援の提供が困難なときの主な対応についてお聞かせください。(○は1つだけ)

指定居宅介護支援の提供が困難なときの対応では、「適当な他の居宅介護支援事業者を紹介している」が80.0%となっています。

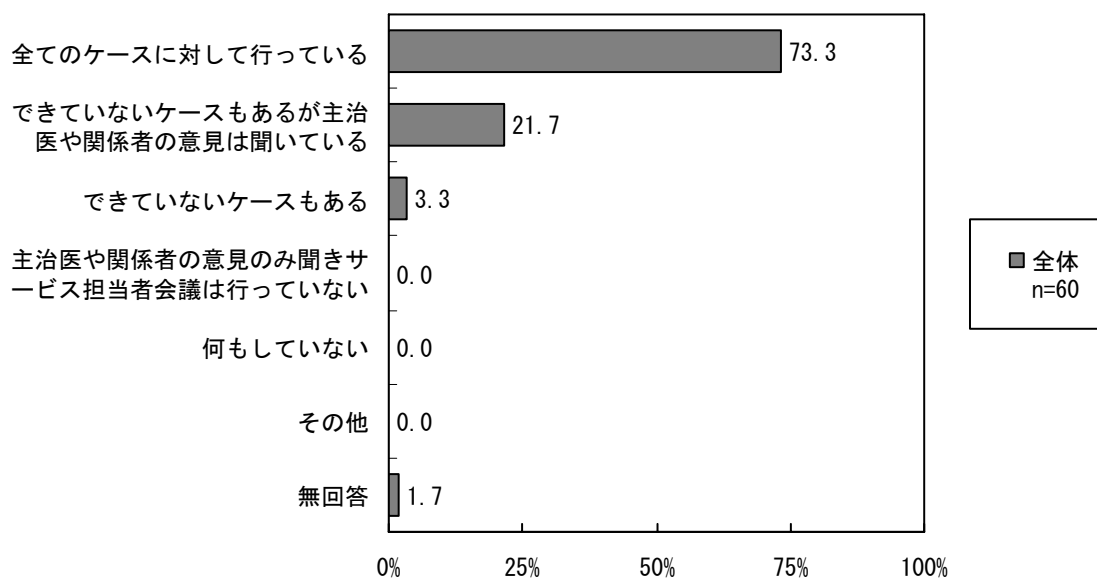
図 8.6 指定居宅介護支援の提供が困難なときの対応



問 16. ケアプランの作成にあたって、サービス担当者会議を行うように努めていますか。(○は1つだけ)

ケアプラン作成にあたってのサービス担当者会議の開催状況では、「全てのケースに対して行っている」が73.3%、「できていないケースもあるが、主治医や関係者の意見は聞いている」が21.7%となっています。

図 8.7 サービス担当者会議の開催状況

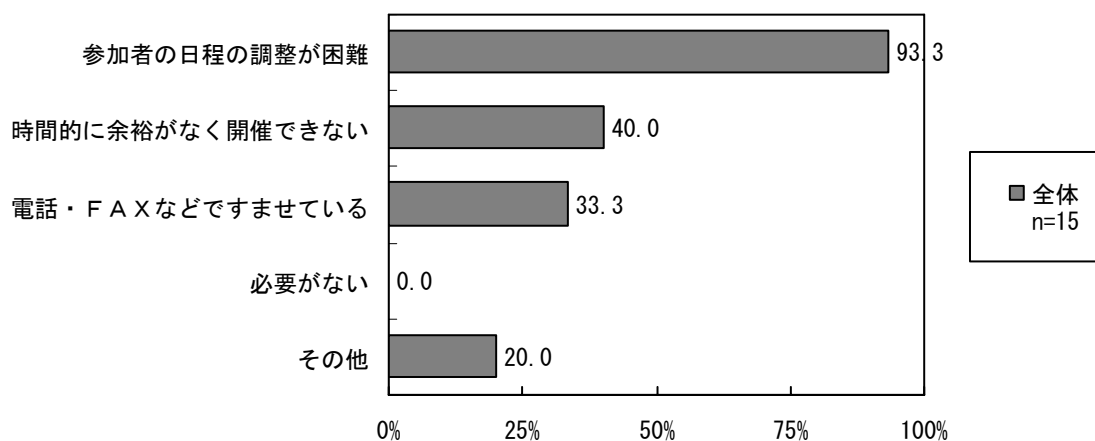


【問16で「2～5」と回答された方に】

問16-1. できていない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

サービス担当者会議を開催できていない理由では、「参加者の日程の調整が困難」が93.3%、「時間的に余裕がなく開催できない」が40.0%、「電話・FAXなどで済ませている」が33.3%となっています。

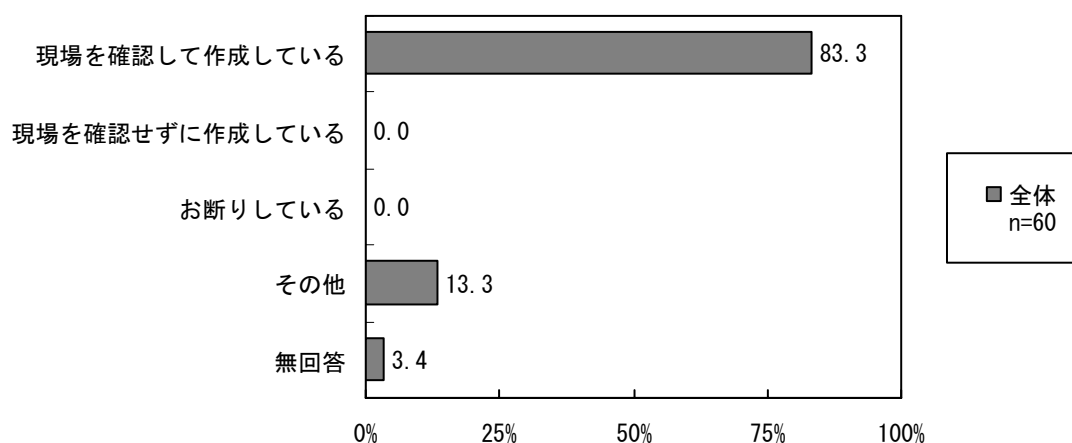
図8.8 サービス担当者会議を開催できていない理由



問17. 居宅介護支援を行っていない利用者から住宅改修理由書の作成を依頼された場合、主としてどのような対応をしていますか。(○は1つだけ)

居宅介護支援の未利用者からの住宅改修理由書の作成依頼への対応では、「現場を確認して作成している」が83.3%となっています。

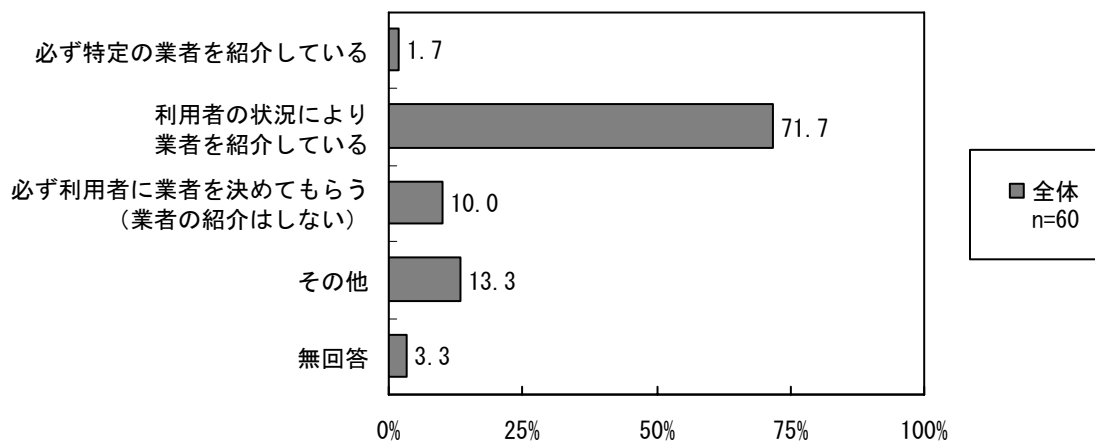
図8.9 居宅介護支援の未利用者からの住宅改修理由書の作成依頼への対応



問 18. 居宅介護支援を行っている利用者から、住宅改修の依頼があった場合、主としてどのような対応をしていますか。(〇は1つだけ)

居宅介護支援の利用者からの住宅改修依頼への対応では、「利用者の状況により業者を紹介している」が 71.7%、「必ず利用者に業者を決めてもらう（業者の紹介はしない）」が 10.0%となっています。

図 8.10 居宅介護支援の利用者からの住宅改修依頼への対応



問 22. 虐待予防におけるケアマネジャー、居宅介護支援事業者の役割はどのようなものだと思います、活動していますか。

虐待予防におけるケアマネジャー、居宅介護支援事業者の役割としては、下記のとおりです。

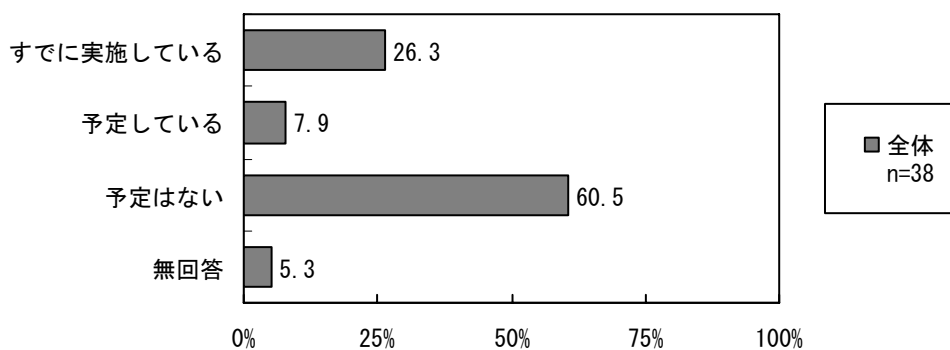
虐待予防におけるケアマネジャー、居宅介護支援事業者の役割（抜粋）	件数
虐待の早期発見。	18
地域包括支援センター等の関係機関に対して、情報提供・報告・相談等を行う。	16
介護者の負担を、傾聴やサービス利用等により、軽減する。	14
本人・家族の両方から話を聞く。	7
サービス事業者等との連携と情報収集。	6

5 「訪問介護」事業者について

問 16. 夜間、早朝、深夜の訪問介護の実施予定はありますか。(○は1つだけ)

夜間、早朝、深夜の訪問介護の実施予定では、「予定はない」が60.5%、「すでに実施している」が26.3%、「予定している」が7.9%となっています。

図 8.11 夜間、早朝、深夜の訪問介護の実施予定

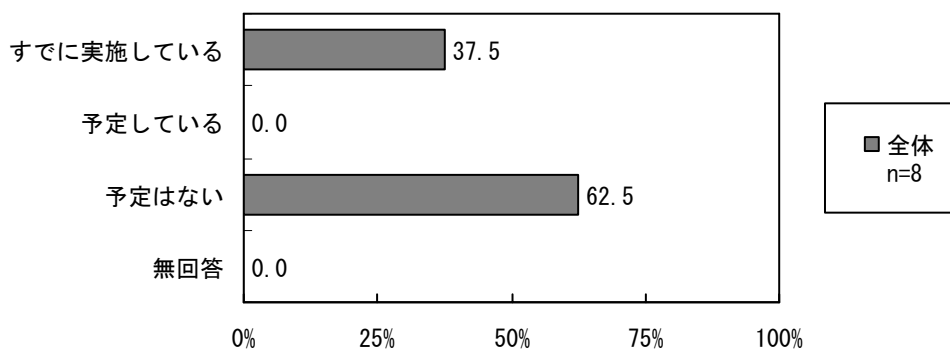


6 「訪問看護」事業者について

問 16. 夜間、早朝、深夜の訪問看護の実施予定はありますか。(○は1つだけ)

夜間、早朝、深夜の訪問看護の実施予定では、「予定はない」が62.5%、「すでに実施している」が37.5%となっています。

図 8.12 夜間、早朝、深夜の訪問看護の実施予定

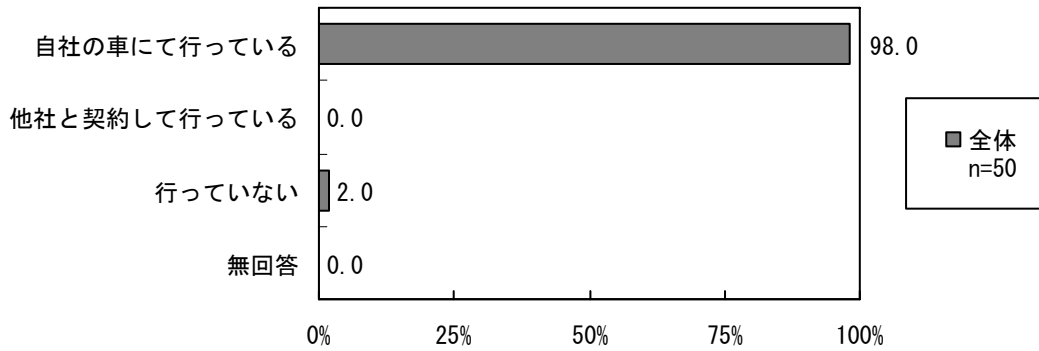


7 「通所介護」事業者について

問8. 通所介護で送迎を行っていますか。

通所介護での送迎状況では、「自社の車にて行っている」が98.0%となっています。

図 8.13 通所介護での送迎状況

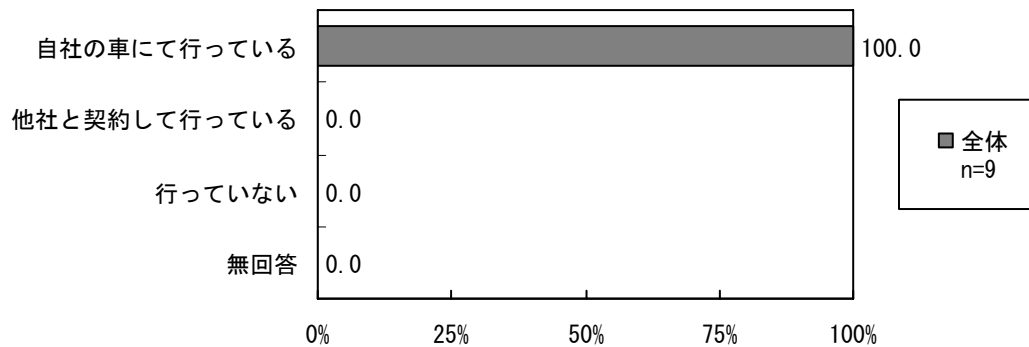


8 「通所リハビリテーション」事業者について

問8. 通所リハビリテーションで送迎を行っていますか。

通所リハビリテーションでの送迎状況では、「自社の車にて行っている」が100.0%となっています。

図 8.14 通所リハビリテーションでの送迎状況

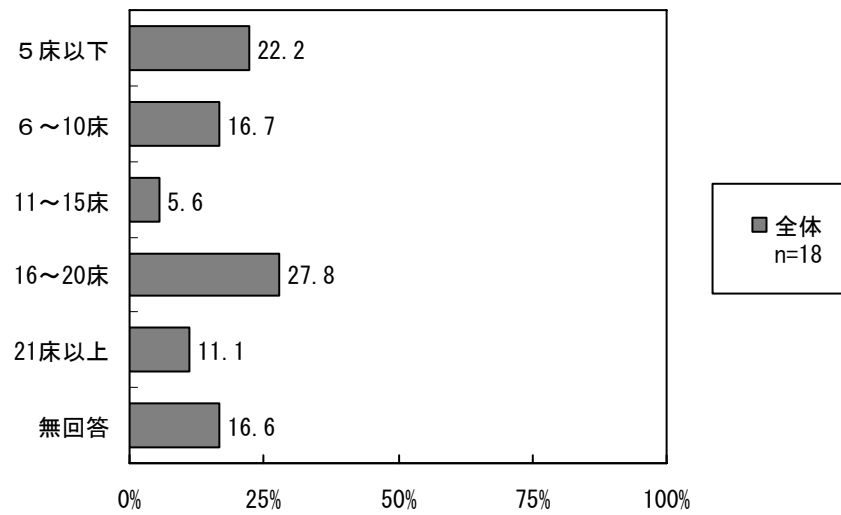


9 「短期入所生活介護・短期入所療養介護」事業者について

問3. 短期入所サービスの専用ベッド数は何床ですか。

短期入所サービスの専用ベッド数では、「16～20床」が27.8%、「5床以下」が22.2%となっています。

図 8.15 短期入所サービスの専用ベッド数



問4. 貴事業所におけるサービス実施件数は、月当たりのべ利用人数は、平均で何人くらいですか。また、のべ利用日数は、平均で何日くらいですか。

サービス実施件数では、月当たりのべ利用人数は「30人以下」が33.3%、「61～90人」が22.2%となっています。また、月当たりのべ利用日数は「180日以下」が44.4%、「361～540日」が27.8%となっています。

図 8.16 サービス実施件数<月当たりのべ利用人数>

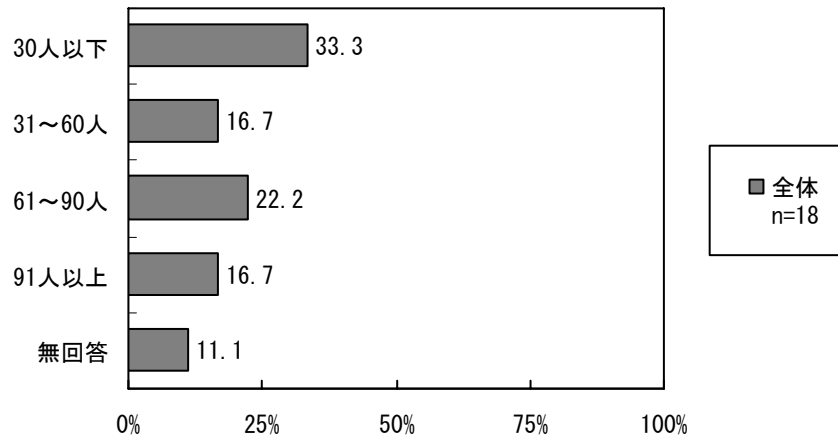
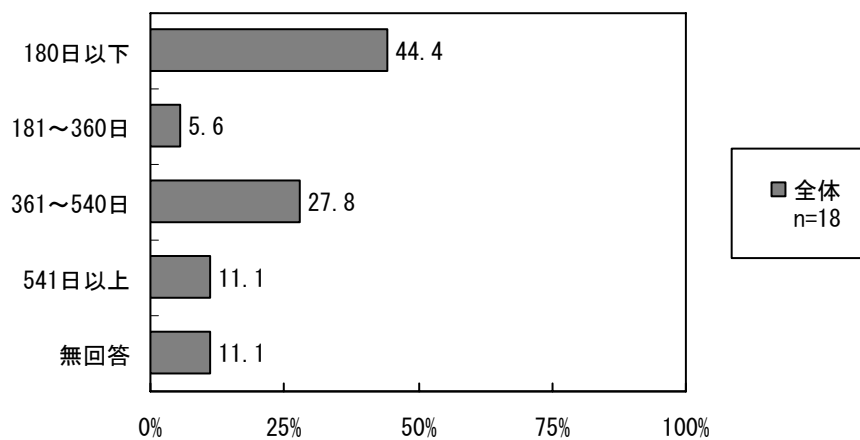


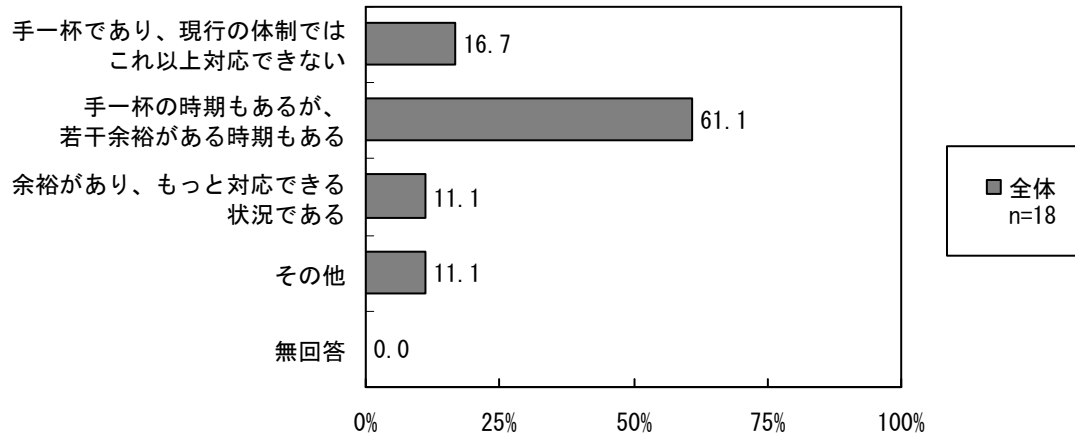
図 8.17 サービス実施件数<月当たりのべ利用日数>



問5. サービスの提供について、貴事業所の現状はどうか。(○は1つだけ)

短期入所サービスの提供状況では、「手一杯の時期もあるが、若干余裕がある時期もある」が61.1%となっています。

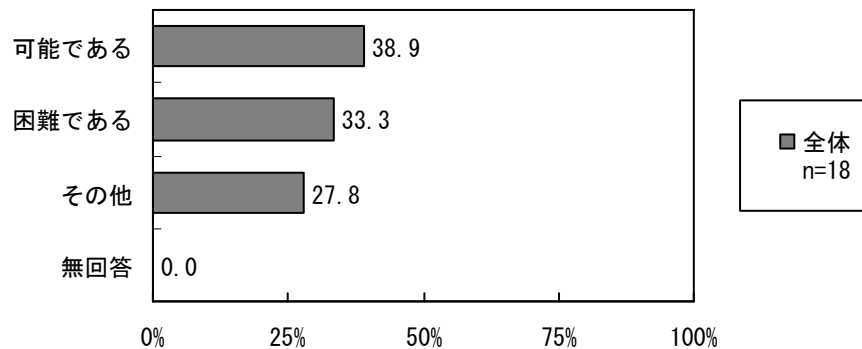
図 8.18 短期入所サービスの提供状況



問6. 緊急に利用が必要となった時の対応は可能ですか。(○は1つだけ)

緊急に利用が必要になった時の対応では、「可能である」が38.9%、「困難である」が33.3%となっています。

図 8.19 緊急に利用が必要になった時の対応

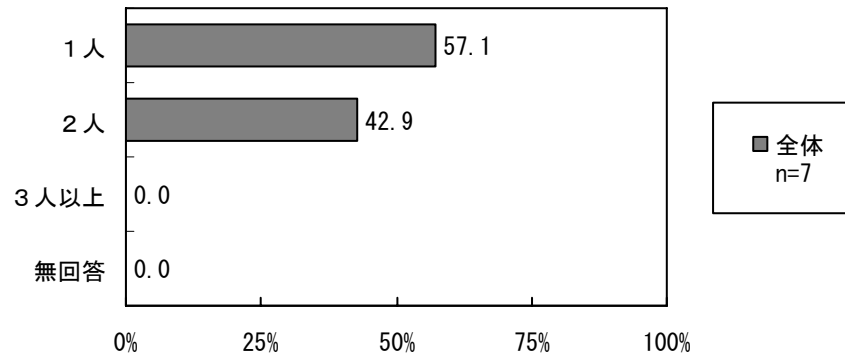


【問6で「可能である」と回答された方に】

問6-1. 貴事業所では、緊急時に1日あたり何人くらいのサービス提供が可能ですか。

緊急時にサービス提供が可能な1日あたりの人数では、「1人」が57.1%、「2人」が42.9%となっています。

図 8.20 緊急時にサービス提供が可能な1日あたりの人数



10 「福祉用具貸与・販売」事業者について

問2. 福祉用具の貸与件数の多い上位5項目についてお聞かせください。

福祉用具貸与では、1位は「特殊寝台」が43.8%、「特殊寝台付属品」が25.0%、「車いす」が18.8%となっています。

表 8.15 福祉用具貸与（1～5位）

上段：件数（件）
下段：割合（%）

	1位	2位	3位	4位	5位
対象者数	16	16	16	16	16
車いす	3 18.8	7 43.8	4 25.0	1 6.3	1 6.3
車いす付属品	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	0 0.0
特殊寝台	7 43.8	6 37.5	0 0.0	1 6.3	0 0.0
特殊寝台付属品	4 25.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
床ずれ防止用具	0 0.0	0 0.0	2 12.5	2 12.5	1 6.3
体位変換器	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
手すり	0 0.0	0 0.0	1 6.3	2 12.5	0 0.0
スロープ	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3	3 18.8
歩行器	0 0.0	0 0.0	6 37.5	3 18.8	2 12.5
歩行補助つえ	0 0.0	0 0.0	1 6.3	0 0.0	2 12.5
認知症老人徘徊感知機器	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
移動用リフト	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
無回答	2 12.4	2 12.4	2 12.4	5 31.0	7 43.6

問3. 福祉用具の販売件数の多い上位5項目についてお聞かせください。

福祉用具販売では、1位は「入浴用いす」が43.8%、「腰掛便座」が12.5%となっています。

表 8.16 福祉用具販売（1～5位）

		1位	2位	3位	4位	5位
対象者数		16	16	16	16	16
腰掛便座		2 12.5	4 25.0	4 25.0	1 6.3	1 6.3
特殊尿器		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
入浴補助用具	入浴用いす	7 43.8	3 18.8	1 6.3	0 0.0	0 0.0
	浴槽用手すり	0 0.0	1 6.3	0 0.0	2 12.5	0 0.0
	浴槽内いす	1 6.3	1 6.3	1 6.3	0 0.0	0 0.0
	入浴台	1 6.3	3 18.8	2 12.5	0 0.0	2 12.5
	浴室内すのこ	0 0.0	0 0.0	1 6.3	2 12.5	0 0.0
	浴槽内すのこ	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	不明	1 6.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	簡易浴槽	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
移動用リフトのつり具の部分		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
歩行補助つえ		0 0.0	0 0.0	1 6.3	0 0.0	0 0.0
車いす		0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 6.3
無回答		4 24.8	4 24.8	6 37.3	11 68.7	12 74.9

問 13. 貴事業所では、最新の福祉用具の構造や使用方法等の専門的な知識を習得するため、福祉用具専門相談員の研修を実施していますか。(○は1つ)

福祉用具専門相談員の研修の実施状況では、「年に1回以上、外部研修へ参加させている」が31.3%となっています。

図 8.21 福祉用具専門相談員の研修の実施状況

